

感染症の取り扱いについて(R5.5.8～)

以下の感染症の場合、「治癒証明書」(医師記入)を提出

**第1種感染症(全種)、麻疹、風疹、結核、
腸管出血性大腸菌感染症[ベロ毒素(+)]**

※腸管出血性大腸菌感染症は、ベロ毒素が(+)かどうかを保護者へ確認する。

の場合は、**1名の発生または発生の疑いで教育委員会へ報告する!**

種	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。) 【連絡書不要】	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	発疹を伴う発熱が解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)【連絡書不要】	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

その他の感染症

(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナなど)

※学校医の判断に従う。
1週間以上続く、または感染拡大の時は出席停止

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症



「経過報告書」(保護者が記入)

※東小HPからダウンロード可能